

各務原市消防団車庫等建設等に関する取扱要綱

(平成17年9月30日決裁)

各務原市消防団車庫等建設等に関する取扱要綱(平成11年2月3日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の消防団が使用する車庫、詰所及びホース乾燥塔(以下「車庫等」という。)の建設、維持管理等について必要な事項を定めるものとする。

(建設条件)

第2条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合で必要と認めるときに、車庫等の建設を行うものとする。

- (1) 車庫等が建設後35年以上を経過し、又は地震、火災、水害等により被災し、その用に不適當となったとき。
- (2) 車庫等の土地所有者からの車庫等の撤去要求により、当該土地を使用できなくなったとき。
- (3) 消防団の統廃合により、新たに車庫等が必要となったとき。

(車庫等の規格)

第3条 市が建設する車庫等は、次のとおりとする。

- (1) 消防ポンプ自動車又は小型動力消防ポンプ積載車を収納する車庫及び詰所は、原則として別図第1又は別図第2のとおりとする。ただし、使用する消防団の班の人員数、周囲の環境等により支障があると認められる場合は、これらによらないことができる。
- (2) ホース乾燥塔は、別図第3のとおりとする。

(用地)

第4条 車庫等の用地は、市において確保するものとする。

(維持管理等)

第5条 市が所有する車庫等の修繕及び取壊しに要する費用は、市が負担する。

2 車庫等の維持に必要な電気料金、水道料金、下水道使用料及び浄化槽維持管理料等(以下この項において「光熱水費」という。)は、市が負担する。ただし、消防団が担当する自治会(以下この項及び次条において「自治会」という。)が管理するものに係る光熱水費が含まれる場合においては、市及び自治会が協議して定めるそれぞれの負担割合に応じて負担する。

(移管費用)

第6条 自治会が所有する車庫等を市に移管する場合は、当該移管に要する費用は、市が負担する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

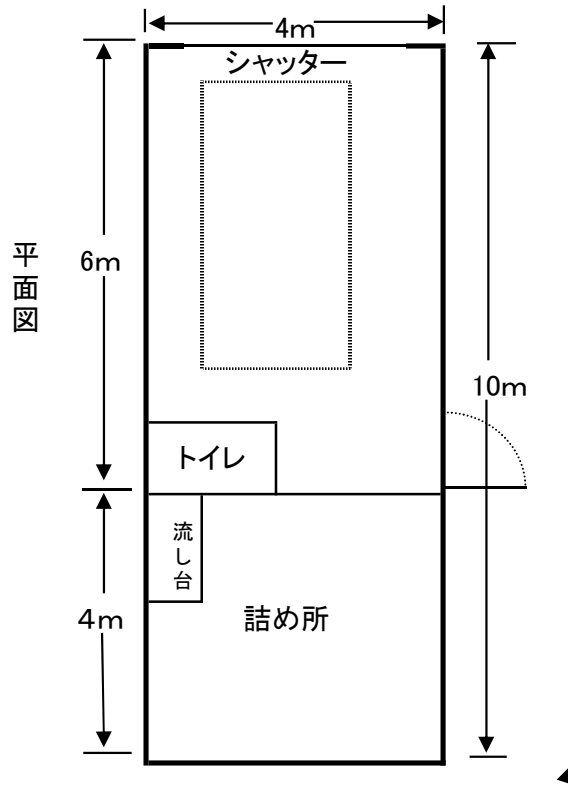
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

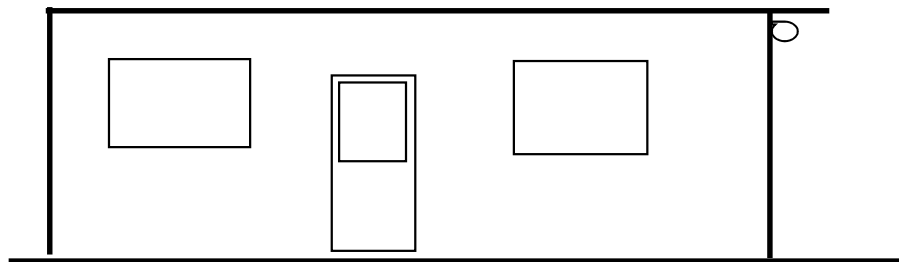
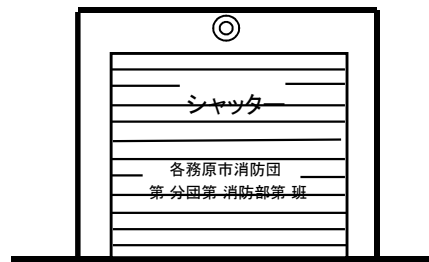
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に建設する車庫等について適用し、同日前に建設されている車庫等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の第4条の規定により自治会において確保されている車庫等の用地については、今後、市において順次確保するよう努めるものとする。

別図第1(第3条関係)

消防団車庫



立面図

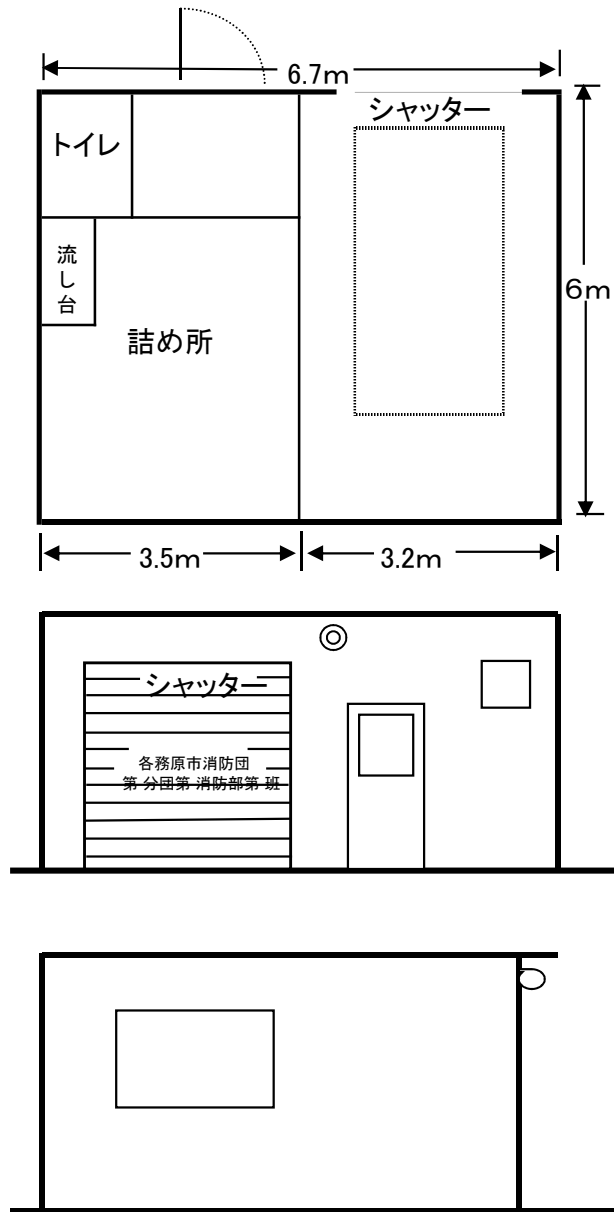


建築面積 約 40m²

鉄骨造 平屋建

別図第2(第3条関係)

消防団車庫



建築面積 約 40㎡

鉄骨造 平屋建

別図第3(第3条関係)

ホース乾燥塔

